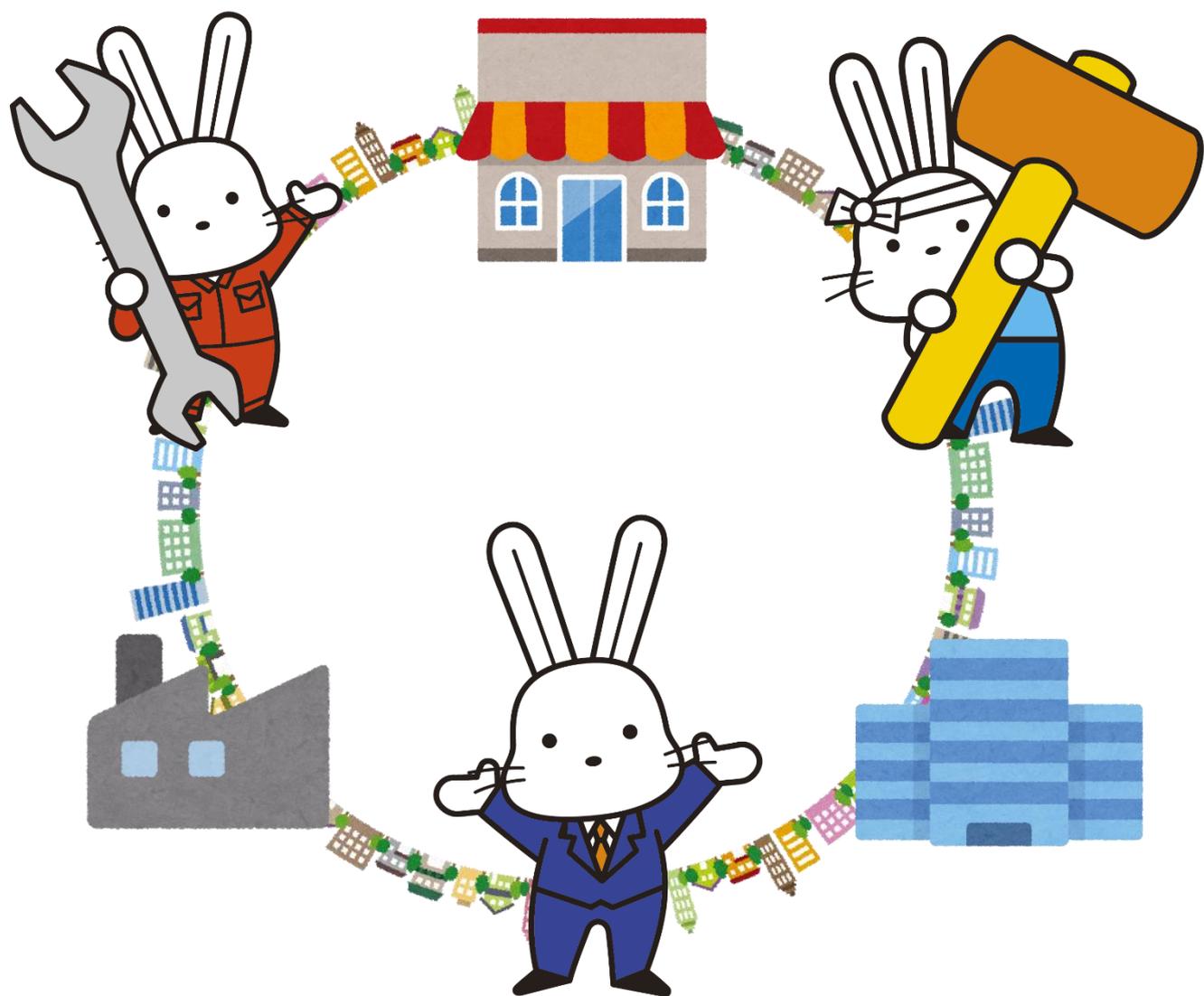


# 商工業者のための 支援事業のあらまし

【令和5年度】



福島市商工観光部

# 目 次

## 【支援事業の紹介】

### 1 融資を受けたい

- ①中小企業一般融資（一般枠）……………1
- ②中小企業一般融資（震災特別枠）……………1
- ③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）……………2
- ④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）……………3
- ⑤組織資金融資……………3

### 2 空き店舗を活用したい

- ①街なか再生リノベーション事業補助……………4
- ②商店街空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）……………5
- ③大型空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）……………6

### 3 創業したい

- ①ポストコロナ対応新規創業者等支援事業補助……………7
- ②創業応援利子補給事業補助……………8
- ③創業融資信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）……………8
- ④福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援……………9

### 4 組合で活動をしたい

- ①商店街共同施設設置事業に対する補助……………10

### 5 イベントを行いたい

- ①商店街等活性化イベント支援事業補助……………11
- ②コンベンション・エクスカーション補助……………12
- ③ポストコロナ会議支援補助……………13

### 6 人材の確保・育成を行いたい

- ①後継者育成事業……………14
- ②就職応援ポータルサイトへの企業情報掲載……………15

## 7 課題・問題を解決したい

- ①産学連携による共同研究・委託研究支援……………16
- ②ポストコロナ対応デジタル化支援事業補助……………17

## 8 新しい事業に取り組みたい

- ①食品加工産業創出支援……………18
- ②新製品・新技術開発支援……………19
- ③医療福祉機器等産業創出支援……………20
- ④先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置……………21
- ⑤特定集積産業事業拡大・強化支援……………22

## 9 事業の基盤を強化したい

- ①事業継続力支援……………23

## 10 企業のPRをしたい

- ①展示会出展・販路拡大支援……………24

## 11 事業用地を取得したい

- ①福島市が販売する工業団地分譲区画取得に関する助成……………26
- ②民有地（工業団地分譲区画以外）取得に関する助成……………27

## 12 本社を移転、支社オフィスを開設したい

- ①本社移転・支社オフィス開設の場合の助成、異動した従業員への支援……………28

## 13 福利厚生を充実させたい

- ①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター……………30

### 【施設等の紹介】

## 14 コラッセふくしま

- ①コラッセふくしまの概要……………31

## 15 福島市の産業振興

- ①福島市の産業振興……………32

## 1 融資を受けたい

### ①中小企業一般融資（一般枠）

融資の対象	原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	資金の使途	運転 設備
	貸付金額	・運転、設備 1企業 2,000万円以内
	融資期間	・運転 10年以内 ・設備 15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	貸付利率	貸付期間 ・ 5年以内のとき 年利2.0%以内（固定） ・ 5年超10年以内のとき 年利2.1%以内（固定） ・ 10年超15年以内のとき 年利2.4%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

### ②中小企業一般融資（震災特別枠）

融資の対象	平成23年東日本大震災または福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの 2 最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの(信用保証協会対象業種)	
融資の条件	資金の使途	運転 設備
	貸付金額	・運転、設備 1企業 3,000万円以内
	融資期間	・運転、設備 10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (2年以内の据置を認める)
	貸付利率	年利1.7%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	市の指定する金融機関に令和6年3月31日までに融資申し込み完了とする。	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

### ③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）

融資の対象		<p>融資の対象は次の設備等の開発とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再生可能エネルギー設備及び附随する製品</li> <li>2 省エネルギー設備及び附随する製品</li> <li>3 蓄エネルギー設備及び附随する製品</li> <li>4 省エネルギー又は省資源化に資する製品</li> </ol>
融資の条件	資金の用途	設備等の開発に必要な運転資金、及び、附随する設備資金
	貸付金額	1 企業 5,000万円以内
	融資期間	10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める （1年以内の据置を認める）
	貸付利率	年利1.5%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市2/3補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746	

#### ④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）

融資の対象	融資の対象は次の設備等の導入とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種） 1 再生可能エネルギー設備 2 省エネルギー設備 3 蓄エネルギー設備 4 省エネルギー又は省資源化に資する製品 5 次世代自動車又は充電設備等							
融資の条件	資金の用途	設備等の導入に必要な設備資金、及び、附帯する運転資金						
	貸付金額	1 企業 5,000 万円以内						
	融資期間	15 年以内						
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)						
	貸付利率	貸付期間 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・ 5年以内のとき</td> <td>年利1.6%以内（固定）</td> </tr> <tr> <td>・ 5年超10年以内のとき</td> <td>年利1.7%以内（固定）</td> </tr> <tr> <td>・ 10年超15年以内のとき</td> <td>年利2.0%以内（固定）</td> </tr> </table>	・ 5年以内のとき	年利1.6%以内（固定）	・ 5年超10年以内のとき	年利1.7%以内（固定）	・ 10年超15年以内のとき	年利2.0%以内（固定）
	・ 5年以内のとき	年利1.6%以内（固定）						
	・ 5年超10年以内のとき	年利1.7%以内（固定）						
・ 10年超15年以内のとき	年利2.0%以内（固定）							
信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市2/3補助（上限50万円）							
保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。							
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫							
申込時期	随時							
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746						

#### ⑤組織資金融資

融資の対象	「中小企業団体の組織に関する法律」、「中小企業等協同組合法」、「商店街振興組合法」の各法に基づく組合及び中小規模の事業者を構成員とした共同出資会社等の法人であって、市及び金庫において認める団体					
融資の条件	用途	運転 設備 転貸				
	限度額	1 組合 1億5,000万円以内 (ただし、転貸資金1企業 2,000万円以内)				
	期間	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・ 運転 10年以内</td> <td>・ 設備 15年以内</td> </tr> </table>	・ 運転 10年以内	・ 設備 15年以内		
	・ 運転 10年以内	・ 設備 15年以内				
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)				
	利率（固定）	貸付期間 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・ 10年以内のとき</td> <td>年利2.2%以内（固定）</td> </tr> <tr> <td>・ 10年超15年以内のとき</td> <td>年利2.5%以内（固定）</td> </tr> </table>	・ 10年以内のとき	年利2.2%以内（固定）	・ 10年超15年以内のとき	年利2.5%以内（固定）
	・ 10年以内のとき	年利2.2%以内（固定）				
・ 10年超15年以内のとき	年利2.5%以内（固定）					
信用保証協会の保証の要否	原則として不要					
保証人および担保	保証人 1名以上、必要に応じ担保要求					
申請窓口	商工組合中央金庫					
申込時期	随時					
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746				

## 2 空き店舗を活用したい

### ①街なか再生リノベーション事業補助

事業の概要	空き店舗が増大した中心市街地の再生を図りにぎわいを取り戻すため、街なかにおける空き店舗をリノベーションして開業する際に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。			
対象者（事業主体）	法人 個人事業主 団体に事業を行う者			
補助金の額・補助率等	対象者	補助上限額	補助下限額	補助率
	①各種産業	200万円	10万円	1/2以内
	②クリエイティブ産業			2/3以内
対象経費	内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明・ガス工事費、工事設計委託費、ネットワーク環境接続費（初期投資のみ）、Google Cloudなどのクラウドプロバイダー、Adobe Creative Cloudなど構築委託費（自社で構築の場合は、初期投資のみ）			
対象事業期間	交付決定日 ～ 令和6年2月29日			
申請方法	受付：事業の着手前 申請時期：令和6年1月31日まで			
必要書類	<b>添付書類</b> ①開業計画書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④誓約書 ⑤経歴書及び身分証の写し（個人）または登記事項証明書の写し（法人） ⑥納税証明書（市区町村税の納税状況がわかるもの（法人に課税が無い場合は代表者のもの）） ⑦賃貸借契約書又は売買契約書の写し ⑧設計図書（図面、仕様書） ⑨工事見積書等（補助対象経費が確認できる書類） ⑩提出書類確認リスト ⑪その他必要な書類			
問合せ先	商工業振興課 創業推進係 電話 024-525-7658			

②商店街空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）

事業の概要	商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料の一部を予算の範囲内で補助する。																																				
対象者（事業主体）	商店街振興組合 事業協同組合 任意商店会 商工会 商工会議所 街づくり会社 NPO（特定非営利活動法人） 中小企業等（小規模事業者・個人事業主を含む） ※NPOについては、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ																																				
補助金の額・補助率等	<p>①中心市街地等の新規創業者による店舗</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/12以内</td> <td>7/12以内</td> <td>4/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">300万円（月25万円）</td> </tr> </table> <p>②中心市街地等の一般店舗及びその他地域の新規創業者による店舗</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>8/12以内</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">240万円（月20万円）</td> </tr> </table> <p>③その他地域の一般店舗</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> <td>2/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">180万円（月15万円）</td> </tr> </table>		1年目	2年目	3年目	補助率	10/12以内	7/12以内	4/12以内	限度額	300万円（月25万円）				1年目	2年目	3年目	補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内	限度額	240万円（月20万円）				1年目	2年目	3年目	補助率	6/12以内	4/12以内	2/12以内	限度額	180万円（月15万円）		
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	10/12以内	7/12以内	4/12以内																																		
限度額	300万円（月25万円）																																				
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内																																		
限度額	240万円（月20万円）																																				
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	6/12以内	4/12以内	2/12以内																																		
限度額	180万円（月15万円）																																				
対象経費	店舗等の賃借料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。）																																				
対象事業期間	最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。																																				
補助金交付の条件等	次の中心市街地等において、空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用すること。 ア 市の認定中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地内 イ 商業まちづくり基本構想に位置づけられた誘導地域 ウ 市が作成した立地適正化計画で定めている都市機能誘導地域 エ 商店街振興組合等が策定し経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画で定めている実施地区 オ 市長が指定する空き店舗重点対策地域																																				
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720																																				

### ③大型空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）

事業の概要	<p>中心市街地の商業地域内にある大型空き店舗を、集客力向上のための店舗、その他賑わいの創出に寄与する施設として活用する場合の賃貸料の一部を予算の範囲内で補助する。</p>														
対象者（事業主体）	<p>商工会 商工会議所 特定会社 一般社団法人等</p>														
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>8/12以内</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">1,920万円（月160万円）</td> </tr> </tbody> </table>				1年目	2年目	3年目	補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内	限度額	1,920万円（月160万円）		
	1年目	2年目	3年目												
補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内												
限度額	1,920万円（月160万円）														
対象経費	<p>店舗等の賃貸借料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。） ※店舗等は市が必要と認めた業種とする。</p>														
対象事業期間	<p>最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。</p>														
補助金交付の条件等	<p>中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地であって、都市計画法上の用途地域が商業地域内にある大型空き店舗を店舗、その他中心市街地の魅力向上に寄与する施設に活用すること。 事業対象面積は1,000㎡以上とし、店舗等は概ね5店舗以上とする。</p>														
問合せ先	<p>商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720</p>														

### 3 創業したい

#### ①ポストコロナ対応新規創業者等支援事業補助

事業の概要	創業1年未満の事業者等が行うポストコロナに向けたデジタル化等対応経費の一部を補助します。 (デジタル化を除く対象経費例) ・ポストコロナに対応するための店舗・設備の改装や、衛生対策等に要する経費
対象者(事業主体)	新規創業者等であって次の①～④のいずれかに該当するもの。 ①中小企業基本法第2条第1項に該当する法人 ②個人事業主 ③法人税法上の収益事業を行い、認定特定非営利活動法人でない、特定非営利活動法人 ④その他市長が認める者 ※ 新規創業者等の定義 ア 設立後1年以内の法人(申請日以降、事業開始までに会社設立登記を行う法人を含む) イ 開業後1年以内の個人事業主(申請日以降、事業開始までに開業届提出予定の者を含む) ウ 現在営む事業以外の分野への事業展開を行う事業者
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内の額(1,000円未満切捨て) 補助下限5万円、上限30万円
対象経費	①需用費 ②講師報償費 ③委託料 ④備品購入費 ⑤工事費 など
対象事業期間	交付決定日 ～ 令和6年3月31日
申請方法	受 付:事業の着手前 申請時期:令和6年2月29日まで
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①(法人)履歴事項全部証明書の写し (個人事業主)本人確認書類 ②収支予算書 ③事業実施計画書 ④会社概要 ⑤納税証明書(市税の納税状況がわかるもの) ⑥開業届 ⑦その他必要な資料 <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②事業成果報告書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④事業の実施前・後が確認できる写真等 ⑤その他必要な資料
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720

## ②創業応援利子補給事業補助

事業の概要	市内に本店又は主たる事業所を設置する創業者（創業後1年以内の者を含む。）の創業に向けた融資に係る支払利子を、第1回目の償還をした日から起算して1年間全額補助する。女性創業者、中心市街地での創業及び第二創業については、更に1年間補助する。 ※第二創業・・・福島県起業家支援保証制度要綱中、既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする場合
対象者（事業主体）	市内に本店又は主たる事業所を設置する創業者（創業後1年以内の者を含む。）
補助金の額・補助率等	創業融資に係る支払利子の初回償還日から起算して1年間分を全額補助する。女性創業者、中心市街地での創業及び第二創業者については、更に1年間分を全額補助する。 <b>※申請時点で償還済みの利子は対象外</b>
対象融資	①福島県起業家支援保証制度融資 ②㈱日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ③市内民間金融機関が実施する融資で、上記の融資に準じる融資 ※対象融資の限度額は2,000万円とする
申請方法	受 付：融資実行後、速やかに
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①融資契約書の写し ②返済予定表の写し ③金融機関に提出した事業計画書の写し ④個人：個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し 法人：履歴事項全部証明書（法務局で発行）の写し ⑤許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し ⑥事業所、店舗の位置が確認できる住宅地図等 ⑦女性創業者にあっては、住民票の写し ⑧市町村税納税証明書の写し <b>実績報告時の添付書類</b> ①金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書
問合せ先	商工業振興課 創業推進係 電話 024-525-7658

## ③信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）

事業の概要	福島県信用保証協会に納付した信用保証料(初回分)の一部を補助する。 ※早期完済等により信用保証料の返戻があった場合は、一部返還を要する。
対象者（事業主体）	市内で事業を営んでいる中小企業者
補助金の額・補助率等	4/5補助（上限50万円）
対象融資	福島県起業家支援保証制度融資
申請方法	受 付：融資実行後、速やかに
必要書類	添付書類 ①信用保証協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ②福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ③福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

④福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援

事業の概要	福島市創業支援等事業計画に基づき、金融機関や商工会議所の関係機関等と連携しながら、創業希望者に対して、個別相談や創業スクール等を開催し、創業希望者を支援する。
創業支援等事業計画に基づく支援内容	<p>①創業に関する個別相談</p> <p>②特定創業支援等事業（創業スクール、創業セミナー、創業支援塾）の実施</p> <p>③上記②特定創業支援等事業にかかる<u>受講者修了証</u>の発行</p> <p>※受講者修了証によるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社設立時の登録免許税の軽減</li> <li>・創業関連保証の利用開始が前倒し</li> </ul> <p>創業融資を受ける際の無担保、第三者保証なしの創業関連保証の利用について、通常創業2カ月前から対象のところ、事業開始6カ月前から利用の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫「新創業融資制度」の申込み要件が緩和 「新創業融資制度」について、「創業を行おうとする個人」または「創業後税務申告2期末満の事業者」の方は、自己資金要件を満たす方として本制度の申込みが可能となる。</li> <li>・日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ 「新規開業支援資金」について、貸付利率の引き下げの対象として、同資金を活用することが可能となる。</li> </ul>
問合せ先	<p>①個別相談や②特定創業支援等事業について：市内各金融機関、商工会議所</p> <p>③修了書の発行について：商工業振興課 創業推進係</p> <p style="text-align: center;">電話 024-525-7658</p>

## 4 組合で活動をしたい

### ①商店街共同施設設置事業に対する補助

事業の概要	組合等が商店街の近代化を図るため、共同施設を設置した場合に、経費の一部を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合 事業協同小组合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 共同団体
補助金の額・補助率等	対象経費の30/100以内、限度額3,000万円
対象経費	街路灯、アーケード、アーチ、カラー舗道、駐車場・駐輪場（営利目的除く。）、公衆便所、買物広場等休憩関連施設などの新設・改修事業費 ※改修は、設置の日から3年以上経過した施設の改修に限る。 ※事業費の総額が50万円を超えるもの。
対象事業期間	年度内
申請方法	申請に当たっては、事前協議を必要とします。
必要書類	<b>添付書類</b> ①収支予算書 ②設置する施設の設計書等 ③工事見積書 ④定款（規約等） ⑤会員及び役員名簿 ⑥その他必要な書類
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720

## 5 イベントを行いたい

### ①商店街等活性化イベント支援事業補助

事業の概要	組合等が商店街の活性化を図るため、商業の振興を目的としてイベント事業を実施した場合に、その事業にかかる経費を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 共同団体 （規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。）
対象事業	① 市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ② 商店街等との連携が図られている事業 ③ 市外からの誘客を見込める事業 ④ 様々な業種との連携が図られている事業 ⑤ 地域が活性化するための演出が図られている事業
補助金の額・補助率等	対象経費の10分の3以内、限度額30万円、年2回（ただし、下記のいずれかに該当する事業の場合は以下のとおり） （1）商店街組合等が実施する事業 ・・・経費の3分の2以内の額 限度額50万円 （2）第3次中心市街地活性化計画における中心市街地区域内で実施する事業・・・経費の2分の1以内の額 限度額50万円
対象経費	会場設営費、宣伝広告費、報償費など
対象事業期間	年度内
申請方法	申込み：事業着手日1カ月前
必要書類	<b>添付書類</b> ①事業計画書 ②収支予算書 ③定款（規約等） ④役員名簿 ⑤その他必要な書類
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720

## ②コンベンション・エクスカージョン補助

事業の概要	<p>市内で学会や大会等のコンベンションを開催する場合、延べ宿泊者数に応じて、経費の一部を補助する。</p> <p>また、令和5年度から新たに、コンベンションに付随するエクスカージョン（観光・視察旅行）の経費の一部を補助する。</p> <p>※県補助との併用可</p>															
対象者（事業主体）	<p><b>【コンベンション補助金】</b>          下記要件を満たす、産業の振興又は、学術、芸術、文化の向上に寄与する会議、大会、研究会、学会等の主催者</p> <p>①県外からの参加者の市内延べ宿泊者数が50人以上のコンベンションであること。          ②1泊2日以上での会期で開催されるコンベンションであること。          ③国又は地方公共団体の主催事業でないこと。          ④市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。          ⑤政治的活動、宗教的活動、営利目的でないこと。          ⑥公序良俗に反するものでないこと。          ⑦施設の使用にあたり、市より別途使用料の減免を受けていないこと。</p> <p><b>【エクスカージョン補助金】</b>          下記要件を満たす、コンベンション主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知された観光、視察等の主催者</p> <p>①市内を起点、終点とするエクスカージョンであること。          ②参加者が10人以上のエクスカージョンであること。          ③文化、社会、自然、歴史に触れる観光、視察等であること。</p>															
補助金の額・補助率等	<p><b>【コンベンション補助金】</b>          補助対象経費の2分の1又は補助限度額のいずれか低い方の金額          「補助限度額」</p> <table border="1"> <tr> <td>市内延べ宿泊者数</td> <td>50人～ 99人</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100人～199人</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200人～299人</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300人～499人</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500人以上</td> <td>600,000円</td> </tr> </table> <p><b>【エクスカージョン補助金】</b>          補助対象経費の2分の1又は補助限度額5万円のいずれか低い方の金額</p>	市内延べ宿泊者数	50人～ 99人	50,000円		100人～199人	100,000円		200人～299人	200,000円		300人～499人	350,000円		500人以上	600,000円
市内延べ宿泊者数	50人～ 99人	50,000円														
	100人～199人	100,000円														
	200人～299人	200,000円														
	300人～499人	350,000円														
	500人以上	600,000円														
対象経費	施設使用料、印刷製本費、広告宣伝費、報償費、旅費、委託費、諸経費など															
対象事業期間	年度内															
申請方法	開催20日前までにオンライン又は郵送															
必要書類	<p><b>申請時の必要書類</b></p> <p>①交付申請書          ②事業計画書          ③収支予算書          ④その他必要な書類</p> <p><b>実績報告時の必要書類</b></p> <p>①実績報告書          ②収支決算書          ③宿泊証明書          ④参加者名簿          ⑤その他必要な書類</p>															
問合せ先	<p>コンベンション施設整備課 コンベンション推進係</p> <p>電話 024-572-5719</p>															

### ③ポストコロナ会議支援補助

事業の概要	市内の民間施設において会合（会議、結婚披露宴を含む式典等）を開催する団体等に対し、開催費用の一部を補助する。										
対象者（事業主体）	次の要件のいずれにも該当する会合の主催者（団体または個人） ※単に親睦や慰労等を目的とする宴会は除く ①参加者が特定の目的に対して意見の発表や討論をするためのもの、または、結婚披露宴を含む式典。 ②市内施設（ホテルなどの貸ホール、貸会議室、披露宴会場等）で開催されるもの（公共施設を除く）。 ③参加者が20人以上で開催されるもの。 ④興業または営利目的ではないもの。 ⑤国または地方公共団体が主催ではないもの。 ⑥市が別途補助金や交付金を交付する事業ではないもの。 ⑦政治的または宗教的活動が目的ではないもの。 ⑧公序良俗に反しないもの。 ⑨令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開催されるもの。										
補助金の額・補助率等	対象経費の3分の1（千円未満切り捨て）又は対面による参加者数に応じた補助限度額のいずれか低い方の金額 「補助限度額」 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">オンライン参加を除く</td> <td style="width: 20%;">20人～29人</td> <td style="width: 40%;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対面による参加者数</td> <td>30人～39人</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>40人～49人</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	オンライン参加を除く	20人～29人	20,000円	対面による参加者数	30人～39人	30,000円	40人～49人	40,000円	50人以上	50,000円
オンライン参加を除く	20人～29人	20,000円									
対面による参加者数	30人～39人	30,000円									
	40人～49人	40,000円									
	50人以上	50,000円									
対象経費	会合開催経費のうち、会場施設に支払う経費で、当該施設に直接付随するもの ※講師及び司会者等に対する謝金、コンパニオン派遣費用などは対象外										
対象事業期間	年度内										
申請方法	会合開催前にオンライン又は郵送										
必要書類	<b>申請時の必要書類</b> ①交付申請書 ②会場施設が作成した見積書の写し ③本人確認書類の写し（運転免許証等） ④その他必要な書類 <b>実績報告時の必要書類</b> ①実績報告書 ②参加者名簿 ③補助対象経費を支払ったことが分かる領収証及び明細書等の写し ④その他必要な書類										
問合せ先	コンベンション施設整備課 コンベンション推進係 電話 024-572-5719										

## 6 人材の確保・育成を行いたい

### ①後継者育成事業

事業の概要	中小企業の後継者を対象に、将来を見据えたマネジメント能力を養い、同じ境遇にある者同士の交流や異業種間交流による人的ネットワークの構築、さらには後継者としての悩みを共有できる仲間づくりなどを支援するため、「後継者育成塾」を実施する。
対象者（事業主体）	市内に事業所を有する中小企業の後継者（代表者や役員、候補者等）
実施内容	【基本クラス（定員15名）】 マーケティングや経営手法等のセミナー（全4回）を開催し、経営のノウハウやマネジメント能力、中小企業におけるイノベーションの手がかりを学ぶ。 【マスタークラス（基本クラス卒塾生）】 基本クラスで学び得た知識等をもとに、参加者同士で課題を見つけながら、その課題を解決するために必要な講師の選定や研修会を開催するなど、自社に必要なスキルやノウハウを学ぶ。
事業期間	7月から3月まで
申請方法	ホームページから申請
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話 024-525-3721

## ②就職応援ポータルサイトへの企業情報掲載

名称	えふ WORK 福島市就職応援ポータルサイト
内容	<p>福島市を含む県北地域企業の魅力を求職者にお知らせすることを目的に福島市公式ホームページとして運営しております。</p> <p>月平均1万アクセスがあります。貴社の情報を、県北地区で働きたい方々へお届けしますので企業のPRにご活用ください。</p> <p>また、企業の皆様が対象のセミナー等もご案内しています。ぜひご覧ください。</p> <p>なお、掲載企業へは不定期で、国・県・関係機関の企業向け支援情報をメールにてお届けしています。</p>
掲載内容	<p>■企業紹介 福島市内および近郊の各企業の事業概要や若手社員のメッセージ、採用情報を掲載します。福島市で働きたい方々へ向けて、企業のPRが図れます。</p> <p>■イベント支援情報 市および関係機関の実施する就職に関するイベント情報や就職セミナー、就職支援の情報を発信しています。</p> <p>■雇用労働関係機関 市内の雇用・労働相談窓口を確認できます。</p> <p>■企業の方 企業が対象のセミナー等の情報を掲載します。</p>
申込受付	随時
掲載料	無料
募集内容	企業紹介の掲載についての申し込みを随時受け付けています。
申込方法	「えふ WORK」より申請書、企業情報シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。詳しくは、下記へお問い合わせください。
URL	<p><a href="https://www.city.fukushima.fukushima.jp/f-work/index.html">https://www.city.fukushima.fukushima.jp/f-work/index.html</a> または 「福島市 えふWORK」 ⇒ <input type="text" value="検索"/></p> 
問合せ先	産業雇用政策課 雇用促進係 電話 024-515-7746

## 7 課題・問題を解決したい

### ①産学連携による共同研究・委託研究支援

事業の概要	市内の中小企業者が、大学・高専等公設研究機関と共同研究や委託研究により技術的課題の解決に取り組み、付加価値の高い製品開発を促進し、地域産業の振興に寄与すると判断される場合、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2以上の中小企業者が大学・高専等公設研究機関と共同研究や委託研究を行う場合も、補助対象者として認める。
補助金の額・補助率等	研究に要する経費の1/2以内、限度額70万円
対象経費	大学・高専等公設研究機関との間に共同研究・委託研究契約を結んだ事業に要する経費 ①原材料及び副資材費 ②機械装置及び工具器具費 ③外注加工費 ④外注デザイン開発費 ⑤産業財産権取得費 ⑥性能検査費 ⑦委託費 ⑧旅費 ⑨直接人件費（総事業費の15%以内。ただし、日本標準産業分類に定めるソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合は、100%対象経費とする。） 交付決定前に支出したものは、対象経費に含まれません。
対象事業期間	年度内に事業が完了するもの
申請方法	受付：随時 ※申請をする際は、福島市産業支援コーディネーターの推薦書が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業計画書 ②収支予算書 ③福島市産業支援コーディネーターの推薦書 ④共同研究契約書(案)又は委託研究契約書(案)の写し ⑤共同研究者又は委託研究者の名簿 ⑥納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑦法人登記に関する履歴事項全部証明書 <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し ③成果品 ④共同研究の結果（大学からの報告書等）
問合せ先	産業支援コーディネーター 電話 024-573-2526

## ②ポストコロナ対応デジタル化支援事業補助

事業の概要	事業者が行うポストコロナに向けたデジタル化対応経費の一部を補助します。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法第2条第1項に該当する法人 ②個人事業主 ③法人税法上の収益事業を行い、認定特定非営利活動法人でない、特定非営利活動法人 ④その他市長が認める者
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内の額（1,000円未満切捨て） 補助下限5万円、上限30万円
対象経費	①需用費 ②講師報償費 ③委託料 ④備品購入費 ⑤工事費 など
対象事業期間	交付決定日 ～ 令和6年3月31日
申請方法	受付：事業の着手前 申請時期：令和6年2月29日まで
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人事業主）本人確認書類 ②収支予算書 ③事業実施計画書 ④会社概要 ⑤納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑥その他必要な資料 <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②事業成果報告書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④事業の実施前・後が確認できる写真等 ⑤その他必要な資料
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 024-525-3720

## 8 新しい事業に取り組みたい

### ①食品加工産業創出支援

事業の概要	市内の中小企業者等が市農産物を活用した食品加工による商品開発を行い、市農産物の付加価値を高める新たな産業の創出を図り、本市経済の活性化及び発展に寄与すると判断される場合は、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者またはそれらを主たる構成員とする団体等 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③市内において1年以上事業を営むもの ④原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～④の条件を満たす2社以上の中小企業者または団体等により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる開発	補助対象者が市農産物を活用した食品加工による商品開発であり、次に掲げるいずれかに該当する場合 ①市場に同様の商品がない、あるいはほとんど普及していないもの ②市場にある同様の商品に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ③補助対象者が権利を有している商品を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内、限度額150万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ⑨販売促進費 ⑩広告宣伝費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	交付決定日～年度内
申請方法	公募制 <b>令和5年4月3日（月）～5月23日（火）</b> 募集内容等については、 <a href="#">市ホームページ</a> をご確認ください。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約</u> をお願いします。
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業計画書 ②収支予算書 ③商品の開発等に関する説明書又は図面 ④会社概要又は会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩委任状（2社以上の中小企業者または団体等による共同申請の場合） <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書等の写し ③完成品の写真 ④開発スケジュール（実績） ⑤その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「検討委員会」において、関係書類の検討を実施し、検討委員会の助言を踏まえて市長が採択事業者を決定する。
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

## ②新製品・新技術開発支援

事業の概要	市内の中小企業者が新製品や新技術の開発事業を行い、付加価値の高いものづくりにより新たな事業の創出を図り、本市経済の活性化及び発展に寄与すると判断される場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる開発	補助対象者が独自に新たに開発する製品及び技術であり、次に掲げるいずれかに該当する場合 ①市場に同様の製品または技術がない、あるいは殆ど普及していないもの ②市場にある同様の製品または技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ③補助対象者が従来持っている製品または技術を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額50万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	交付決定日～年度内
申請方法	公募制 <b>令和5年4月3日（月）～5月10日（水）</b> 募集内容等については、 <u>市ホームページをご確認ください</u> 。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約をお願いします</u> 。
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業実施計画書 ②収支予算書 ③新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ④会社概要または会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩委任状（2社以上の中小企業者による共同申請の場合） <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③完成品の写真 ④開発スケジュール（実績） ⑤その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

### ③医療福祉機器等産業創出支援

事業の概要	市内の中小企業者が医療福祉機器等関連産業分野における機器の製品化や企業の技術の高度化を図るため、医療福祉機器に係る製品開発等を行い、本市経済の活性化及び発展に寄与すると判断される場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる開発	①医療福祉機器等に係る製品開発 ②医療福祉機器等に係る試作開発 ③医療福祉機器等周辺機器の研究開発及び試作開発
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内、限度額300万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	交付決定日～年度内
申請方法	公募制 <b>令和5年4月3日（月）～5月10日（水）</b> 申請受付時期、募集内容等については、 <u>市ホームページをご確認ください</u> 。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約をお願いします</u> 。
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業実施計画書 ②収支予算書 ③新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ④会社概要または会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩委任状（2以上の中小企業者による共同申請の場合） <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③完成品の写真 ④開発スケジュール（実績） ⑤その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

④先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置

事業の概要	中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」を認定する。中小企業者が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく対象設備を取得した場合、3年間（最大5年間）固定資産税の特例措置により税制面から支援する。																													
対象者（事業主体）	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する者 <table border="1" data-bbox="496 367 1406 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 367 970 456">業種分類</th> <th data-bbox="970 367 1195 456">資本金の額又は出資の総額</th> <th data-bbox="1195 367 1406 456">常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 456 970 501">製造業・建設業、運輸業等</td> <td data-bbox="970 456 1195 501">3億円以下</td> <td data-bbox="1195 456 1406 501">300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 501 970 546">卸売業</td> <td data-bbox="970 501 1195 546">1億円以下</td> <td data-bbox="1195 501 1406 546">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 546 970 591">小売業</td> <td data-bbox="970 546 1195 591">5千万円以下</td> <td data-bbox="1195 546 1406 591">50人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 591 970 636">サービス業</td> <td data-bbox="970 591 1195 636">5千万円以下</td> <td data-bbox="1195 591 1406 636">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 636 970 792">ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td> <td data-bbox="970 636 1195 792">3億円以下</td> <td data-bbox="1195 636 1406 792">900人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 792 970 882">ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td data-bbox="970 792 1195 882">3億円以下</td> <td data-bbox="1195 792 1406 882">300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 882 970 927">旅館業</td> <td data-bbox="970 882 1195 927">5千万円以下</td> <td data-bbox="1195 882 1406 927">200人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 927 970 965">上記以外のすべての業種</td> <td data-bbox="970 927 1195 965">3億円以下</td> <td data-bbox="1195 927 1406 965">300人以下</td> </tr> </tbody> </table> 上記対象者と固定資産税の特例対象は異なりますのでご注意ください。			業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業・建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	上記以外のすべての業種	3億円以下	300人以下
業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																												
製造業・建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下																												
卸売業	1億円以下	100人以下																												
小売業	5千万円以下	50人以下																												
サービス業	5千万円以下	100人以下																												
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下																												
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																												
旅館業	5千万円以下	200人以下																												
上記以外のすべての業種	3億円以下	300人以下																												
対象設備	<table border="1" data-bbox="496 1046 1406 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1046 970 1090">設備の種類</th> <th data-bbox="970 1046 1406 1090">最低取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1090 970 1135">機械装置</td> <td data-bbox="970 1090 1406 1135">160万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1135 970 1180">工具</td> <td data-bbox="970 1135 1406 1180">30万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1180 970 1225">器具備品</td> <td data-bbox="970 1180 1406 1225">30万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1225 970 1263">建物付属設備</td> <td data-bbox="970 1225 1406 1263">60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低取得価格	機械装置	160万円以上	工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物付属設備	60万円以上																	
設備の種類	最低取得価格																													
機械装置	160万円以上																													
工具	30万円以上																													
器具備品	30万円以上																													
建物付属設備	60万円以上																													
特例措置	<b>【賃上げ表明なし】</b> 3年間、課税標準を1/2に軽減 <b>【賃上げ表明あり】</b> ①令和6年3月31日までに取得した設備 …5年間、課税標準を1/3に軽減 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 …4年間、課税標準を1/3に軽減																													
対象事業期間	令和7年3月31日までに取得する設備																													
申請方法	申請時期：随時 ※認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてから申請してください。 <u>設備は先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】です。</u>																													
必要書類	①先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画 ②先端設備等導入計画に関する確認書 ③先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ④市税の完納証明書 ⑤暴力団排除に関する誓約書 ⑥従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明ありの場合）																													
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話 024-525-3721																													

⑤特定集積産業事業拡大・強化支援

事業の概要	市内の中小企業者が本市特定集積産業に係る事業の拡大・強化を目的に、市内に新たな工場の建設や製造設備等の整備を行い、本市産業のグレードアップと経済の活性化及び発展に寄与すると判断される場合、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる事業	本市特定集積産業に合致する事業のうち、国の補助採択を受けた事業計画により実施する事業
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額1,000万円
対象経費	①用地取得費 ②建物費 ③機械装置・システム構築費 ④外注加工費 ⑤運搬費 ⑥広告宣伝・販売促進費 ※人件費、間接経費（振込手数料、送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	交付決定日～年度内
申請方法	受付：随時 ※申請をする際は、福島市産業支援コーディネーターの推薦書が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業計画書 ②収支予算書 ③国の承認を受けた事業計画書の写し ④③に係る国の承認を受けたことが分かる書類の写し ⑤福島市産業支援コーディネーターの推薦書 ⑥会社概要または会社パンフレット ⑦定款 ⑧法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑨納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑩決算関係書類（直近2期分） ⑪その他参考資料（ある場合） ⑫委任状（2社以上の中小企業者による共同申請の場合） <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③事業成果報告資料 ④事業スケジュール（実績） ⑤その他参考資料（ある場合）
問合せ先	産業雇用政策課 産業支援コーディネーター 電話 024-573-2526

## 9 事業の基盤を強化したい

### ①事業継続力支援

事業の概要	市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に、事業の継続又は早期復旧を可能とするために行うBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画の策定又は改定に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる団体 ②市内に本社または主たる事業所を有すること ③原則として事業による市税を納入している者
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額10万円
対象経費	①報償費 ②旅費 ③印刷製本費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料 ⑥負担金 など
対象事業期間	年度内
申請方法	受付：事業の着手前 申請時期：随時申請
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①事業計画書 ②収支予算書 ③納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ④会社概要 ⑤その他必要な資料 <b>実績報告時の添付書類</b> ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③策定等したBCP等の事業成果品 ④業務委託の契約書等の写し （コンサルティング会社等に委託した場合） ⑤研修会のチラシ等受講内容の分かるものの写し （BCP等策定等の研修会等に参加した場合） ⑥その他必要な資料
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

## 10 企業のPRをしたい

### ①展示会出展・販路拡大支援

事業の概要	市内の中小企業者が、販路拡大、新規需要開拓の促進を図るために自社製品や自社技術を幅広く市場に紹介する展示会等へ出展する場合、それに要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。対象とする展示会は、物産展などの主として販売を目的とするものでなく、 <u>商談ベースとするものであり</u> 、また、他の補助制度に該当するものは除外する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等も対象となる。 また、補助金を交付する際は、当該補助金を初めて申請する者を優先する。
補助金の額・補助率等	①対象経費の2分の1（下記の展示会に出展する場合は3分の2） ②上限額10万円（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）  MEDTEC Japan、医療機器開発・製造展MEDIX、Medical Japan、 メディカルメッセ、メディカルクリエーションふくしま、 ロボット航空宇宙フェスタふくしま、航空・宇宙機器開発展、 ロボデックス、加工食品EXPO、 その他特定集積産業分野にかかる展示会  なお、指定した展示会と同時開催の展示会も該当になります。
対象経費	出展小間料、出展負担金、展示物の運搬料、運搬時の高速道路利用料
対象事業期間	2月末日まで
申請方法	受付：随時（2月末日まで） 申請時期：展示会出展後
必要書類	<b>申請時の添付書類</b> ①出展報告書 ②収支決算書 ③補助対象経費に係る領収書 ④展示会等の概要がわかる書類（展示会等の概要、展示会等への出展に伴う小間料、負担金等の額がわかるもの） ⑤展示会等の状況を撮影した現場写真 ⑥納税証明書 ⑦出展中小企業者名簿（2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。）
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

## 11 事業用地を取得したい

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市に立地する企業に対して助成金を交付します。
対象者（事業主体）	・製造業を営む法人 ・物流業等を営む法人 ・情報技術・研究開発型企业(※1) ・特定集積産業を営む法人(※2)
助成金の額	下記を参照
助成金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業立地課 企業誘致係 電話 024-525-3723

※1 情報技術・研究開発型企业とは、情報通信業や学術研究・サービス業、再生可能エネルギー関連の技術に関する研究開発を行う企業など、情報化、技術革新によって産業高度化に寄与する法人。

※2 特定集積産業を営む法人とは、医療・健康、ロボット・航空、農産物加工に関連する企業。

①福島市が販売する工業団地分譲区画取得に関する助成

種類	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
用地取得助成金	新設増設移設	用地取得費	<p>①取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること。</p> <p>一 取得面積が 5,000 m<sup>2</sup>未満の場合 1人以上</p> <p>二 取得面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上 15,000 m<sup>2</sup>未満の場合 2人以上</p> <p>三 取得面積が 15,000 m<sup>2</sup>以上の場合 3人以上</p> <p>②投下固定資産総額が 1 億 5,000 万円（中小企業者にあつては、3,000 万円）以上であること。</p> <p>③用地取得後 3 年以内に操業開始すること。</p> <p>④当初計画した事業を 10 年以上継続すること。</p>	<p>用地取得費の 100 分の 40 以内の額</p> <p>（特定集積産業※2）は 100 分の 60 以内の額）</p>
操業奨励助成金	新設増設移設	事業所の立地に伴う固定資産税相当額	<p>①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。</p> <p>②工業団地に立地する企業であること。</p>	<p>固定資産税相当額（1 年あたりの上限額は 1,000 万円。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額）</p> <p>対象期間は 3 年間</p> <p>（特定集積産業※2）は 5 年間）</p>
雇用奨励助成金	新設増設移設	事業所の立地に伴う雇用拡大に要する経費	<p>① 用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。</p> <p>②新規地元常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>新規地元常用雇用者 1 人につき、1 年間雇用することに 20 万円を 3 年間</p> <p>（特定集積産業※2）は 5 年間）</p>
転入支援助成金	新設増設移設	事業所の立地に伴う常用雇用者の転入に要する経費	<p>① 用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。</p> <p>②本市転入常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>本市転入常用雇用者 1 人につき 20 万円（1 回限り）</p>

※小売店舗および営業所等を除く。

②民有地（工業団地分譲区画以外）取得に関する助成

種類	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
用地取得助成金	新設 増設 移設	用地取得費	<p>①取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること。</p> <p>一 取得面積が 5,000 ㎡未満の場合 1人以上</p> <p>二 取得面積が 5,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満の場合 2人以上</p> <p>三 取得面積が 15,000 ㎡以上の場合 3人以上</p> <p>②準工業地域、工業地域、工業専用地域、または、都市計画決定していない地域に立地すること。 （ただし、特定流通業務施設（※3）、研究開発機能または本社・支社機能（※4）を設置するものはこの限りではない。）</p> <p>③用地取得後 3 年以内に操業開始すること。</p> <p>④当初計画した事業を 10 年以上継続すること。</p>	<p>用地取得費（契約額か実勢価格のいずれか低い額）の 100 分の 30 以内の額 （特定集積産業（※2）は 100 分の 40 以内の額）</p> <p>※限度額 7 千万円（特定集積産業（※2）は 1 億円）</p>
雇用奨励助成金	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う雇用拡大に要する経費	<p>①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業であること。</p> <p>②新規地元常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>新規地元常用雇用者 1 人につき、1 年間雇用するごとに 20 万円を 3 年間 （特定集積産業（※2）は 5 年間）</p>
転入支援助成金	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う常用雇用者の転入に要する経費	<p>①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業であること。</p> <p>②本市転入常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>本市転入常用雇用者 1 人につき 20 万円（1 回限り）</p>

※3 本市が指定した区域・路線周辺の民有地において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく国土交通省の計画認定を受けて「特定流通業務施設」を整備して行う企業。

※4 本社・支社機能とは、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能。

※小売店舗および営業所等を除く。

## 12 本社を移転、支社オフィスを開設したい

### ① 本社移転・支社オフィス開設の場合の助成、異動した従業員への支援

事業の概要	首都圏等からのオフィス移転や移住・定住を促進するため、「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付要綱の定めにより、本市に本社移転・支社オフィスを開設する企業に対して助成金を交付します。また、オフィス開設に伴い異動した従業員への支援をします。
対象者（事業主体）	県外に本社を有し、市内に新たに本社・支社等のオフィス（小売店舗及び営業所を除く）を移転・開設する企業（県内移転は対象外）。
助成金の額等	下記を参照
助成金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業立地課 企業誘致係 電話 024-525-3723

#### (1) 交付要件

- ・操業から3年以上の企業
- ・原則3年以上の操業を誓約できること
- ・オフィスで常用雇用者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること
- ・移転もとにおける地方税の滞納がないこと。

※**対象外業種**：貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不適当と認める者。

#### (2) 本社移転・支社開設支援補助金

種類	助成対象経費	助成額
改修費支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事に要する経費</li> <li>・ 設計に要する経費</li> </ul>	補助対象経費の3/4 (上限5百万円)
設備購入費支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT機器（パソコン、プリンター、周辺機器等）</li> <li>・ テレビ会議システム</li> <li>・ プロジェクター ほか</li> </ul>	
オフィス賃料支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスの賃料（最大12か月相当分）</li> </ul> ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外	

#### ※補助対象外経費

- ・ 建物取得等に係る経費（建物取得費、用地費（補償費含む）、家財処分費）
- ・ 施設自体の本体工事ではない経費（土地造成費、外構工事費）
- ・ 支払時に要する振込手数料
- ・ 敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費
- ・ 補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費
- ・ その他、必要性が説明できない経費

(3)ゆとり満喫エールパスポート（オフィス開設に伴い異動した常用雇用者を対象）

種類	助成内容	助成額等	対象者
転入支援助成金	転入常用雇用者に対する支援金 （企業へ交付）	1人あたり20万円	補助対象企業の 転入者 （住民票異動者）
家族の引越し支援	転入常用雇用者が他の同一世帯員 を伴って移住する場合の支援金 （企業へ交付）	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 （鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中 之湯）	入浴料1年間無料 （同一世帯員を含む/最長3年）	補助対象企業の 二地域居住者
	「入浴回数券」 （鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中 之湯）	回数券12枚綴り1セット贈呈	
くだもの満喫支援	くだもの木オーナー制度 （飯坂温泉観光協会）	無料提供 （1社あたり上限5万円）	補助対象企業

### 13 福利厚生を充実させたい

#### ①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター

<p>事業の概要</p>	<p>福島市内における勤労者の福利厚生の向上を図り、併せて若年層を中心とした雇用の安定と企業の振興発展を目的とした団体です。サービスセンター（愛称「えふ・サポート」）は、会費と福島市からの支援により運営しており、会費は様々な事業を通して会員の皆様へ有効に還元されます。</p> <p>えふ・サポートにご加入いただくと、こんなメリットがあります。</p> <p>事業主様には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のイメージアップにつながり、従業員の確保・定着に寄与し、企業の発展につながります。</li> </ul> <p>従業員の方には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚、出生、成人などのライフステージに応じた祝金等</li> <li>・人間ドック等受診料助成</li> <li>・インフルエンザ予防接種料助成</li> <li>・国家資格試験等受験料助成</li> <li>・チケットあつ旋や有名テーマパーク、宿泊等の施設利用助成を受けることができるなど、生活の安定・向上が図られます。</li> </ul> <p>※上記のほか様々なイベント、事業を実施しております。</p> <p>詳しくはHPをご覧ください。</p> <p>所在地 福島市三河南町 1-20 福島駅西口複合施設コラッセふくしま 3F</p>
<p>加入できる方</p>	<p>福島市内の中小企業(従業員 300 名以下、資本金 3 億円以下)等の事業所・病院・商店に勤務する方及び事業主の方。(パートタイマー、契約社員、臨時職員等を含む)</p> <p>なお、入会は事業所単位となります。福利厚生を目的としておりますので、できるだけ従業員様全員の加入をお願いいたします。</p> <p>年齢は満 15 歳以上、満 70 歳。(継続加入の場合は、年齢の上限はございません。)</p>
<p>会費</p>	<p>会員 1 人につき ●入会金 1,000 円 ●会費月額 600 円</p> <p>※入会金・会費は、事業の趣旨からできるだけ事業主様が負担してください。事業主様が負担した場合は、税法上、損金または必要経費として処理できます。</p>
<p>加入手続き</p>	<p>①えふサポートに資料の請求 電話、またはメールにて資料を請求してください。</p> <p>②加入推進員が説明に伺います 「どんなサービスが受けられるの?」「会費は?」など、お気軽にお問い合わせください。(電話やメールでの問合せも可能です。)</p> <p>③入会の手続き 加入申込書などの必要書類に記入・押印の上お申し込みください。 毎月 25 日(必着)までの申し込みは、翌月 1 日から会員資格が発生します。 ※25 日が休業日の場合は前営業日までの必着となります。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>(一財)福島市中小企業福祉サービスセンター(えふ・サポート)</p> <p>電話 024-528-2288</p> <p>ホームページ <a href="https://www.fsupport.jp/">https://www.fsupport.jp/</a></p> 

## 14 コラッセふくしま

### ①コラッセふくしまの概要

平成15年、福島市の新しい玄関口にふさわしいシンボルとしてオープン。

中小企業者を総合的に支援する産業振興の拠点施設として、また観光物産情報や市民サービスの提供を行う施設として、多くの皆さまに利用されています。

所在地 福島市三河南町1番20号  
構造 鉄骨造地上13階地下1階



### ○創業・起業

クリエイティブビジネスサロン（コラッセふくしま2階）では、シェアオフィス・コワーキングスペース・ミーティングルームを備え、個人や企業のテレワークの場所や首都圏等からのサテライトオフィスの受け皿、創業者の活動・交流拠点として、新たな働き方に対応したビジネス環境を提供し、創業者や女性起業家を支援します。

また、企画展示室（コラッセふくしま3階）を会場としたビジネスマッチング、レンタルオフィス（コラッセふくしま7階）を活用した創業支援など、これまで多くの企業が利用し起業への足掛かりとしています。

### ○情報・交流

中小企業の経営を支援する窓口を設置しており、経営に役立つ情報の提供や相談を行います。

また、企画展示室・多目的ホールを中心に、各企業のスキルアップを目的とした講演会などの開催をはじめ、多様で多彩な異業種交流の機会を作り、新しいビジネスの創出を支援します。

### ○市民生活

福島県観光物産館やふくしま情報ステーションで、広く観光物産情報を提供します。

また、行政サービスコーナーやパスポートセンター、図書館を設置し、市民サービスの提供も行います。

さらに、にぎわい創りを目的に無料のイベントスペースも設置しています。

こんな時、利用できます。

- ◇企業の展示会・即売会
- ◇講演会・セミナーの開催
- ◇インキュベート施設
- ◇貸事務所

- 企画展示室(3F)
- 多目的ホール・会議室(3F・4F・5F)
- インキュベートルーム(6F)
- レンタルオフィス(7F)

### ○コラッセふくしまへの入居団体

公益財団法人福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、福島商工会議所、福島県信用保証協会、公益社団法人福島法人会、一般社団法人福島県商工会館など

## 15 福島市の産業振興

### ①福島市の産業振興

#### ○産業の振興

福島市産業雇用政策課では、産業振興に係る情報の収集と提供をはじめ、産学連携及び企業間連携の促進に関する事など、地域企業の経営の安定化と競争力の強化のための各種支援事業や雇用の確保、創出のための業務を行っています。

また、県北地域を中心とする産学官の交流と連携による地域産業の振興発展に資する事業を行う「ふくしま新産業創造推進協議会」の事務局を担当しています。

#### ○コーディネーターの活動

ふくしま新産業創造推進協議会の産業支援コーディネーターは、企業の皆さまの新事業創出や技術革新のお手伝いをするため、企業のニーズと大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを結びつける産学連携に取り組んでいます。地域に根ざす企業にとって、新たな製品開発や技術開発を単独で手掛けることは、資金面や人材面から難しい状況にあることが多いようで、これらを克服するために、補助制度などの外部資金を活用し、大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを有効に活用することは、新製品やサービスの開発にチャレンジをするための有効な手段と考えます。

随時、各企業を訪問しておりますが、産学官連携、企業間の連携、技術や補助金、事業承継に関する事など、どうぞお気軽にご相談ください。

#### ○産学官連携の推進

大学や公設研究機関などの「知的資源」を活用して新しい産業を生み出し、技術革新を図る「産学連携」は、地域産業の活性化に欠かせないものともいえます。

産業支援コーディネーターがコラッセふくしま2階に常駐し、企業や研究者の皆様からの相談に対応しています。

また、「福島大学出前相談会」を開催しております。出前相談会に関するお問合せやご予約は、下記福島市産業支援コーディネーターまでお願いします。

#### ○情報提供

ふくしま新産業創造推進協議会では、主に月2回（1日、15日）各種情報を提供することを目的にニュースレターをメールにて提供しています。

協議会会員以外でもご希望の方には、メールを提供させていただいておりますので、メールの配信をご希望の方は以下に記載の福島市産業支援コーディネーターまでご連絡をお願いします。

#### ○産業支援コーディネーターのこれまでの活動状況

- ・福島市産学連携推進事業のPR
- ・市内企業のニーズ調査、各種支援事業の情報提供
- ・大学等研究機関のシーズ調査
- ・産業支援機関のネットワーク構築
- ・産学連携による新規プロジェクトの創出
- ・企業間のマッチング支援
- ・事業承継コーディネート など

#### ●産業支援コーディネーター

菊池 正直 E-mail / kikuchi@fukushima-oa.jp

宇野 秀隆 E-mail / f-oa@atlas.plala.or.jp

連絡先 ふくしま新産業創造推進協議会  
(福島市産業雇用政策課 産業政策係 内)  
TEL/024-573-2526